

第5章 施策の取組方針

第1節 子どもの権利の意識啓発と救済支援体制の構築

子どもの権利の保障については、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」にうたわれ、「子ども条例」においても、市、保護者、育ち学ぶ施設、市民、事業者の各主体の責務として規定しています。また、子ども自身の責任として、自分の権利を大切にしよう努めること、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重しよう努めることが規定されています。

このような子どもの権利を保障することの重要性と責務について、子どもを含めた市民全般が十分な認識を持つことができるように、学習支援や意識啓発に向けた取組を進めます。

さらに、児童虐待やいじめ等の子どもの権利侵害が予防され、早期に発見・救済が図られるように、予防教育の充実、各種の相談窓口の設置、救済の仕組みづくりなどの体制を構築します。

第2節 安心して子どもを生き育てられる環境づくりの推進

安心して子どもを育てられる環境づくりは、何にもまして重要な課題です。

このため、妊娠・出産期において安心して過ごせるように相談や各種教室等の充実に努めるとともに、乳幼児期における子どもの健康づくりを支援する健康相談や健康診査等の機会の充実を図ります。

また、外国籍、ひとり親、障がい等により特別

な支援を要する子どもや家庭に対する各種事業や支援体制の充実に取り組み、きめ細かな支援を図ります。

そのほか、子育てに係る経済的負担を軽減するために、子育て家庭に対する各種の手当や助成等を実施するとともに、子どもと子育て家庭が安全・安心に生活できる生活環境の整備に取り組みます。

第3節 保育・幼児教育の充実と親の仕事と生活の調和

本市では、従来から保育・幼児教育の機会均等といった視点に立ち、保育園で保育に欠けない4・5歳児の受入れや、幼稚園での預かり保育の実施、保育カリキュラムの統一など、保育園・幼稚園の一体化に取り組んできました。

そこで、2008(平成20)年度からは「こども園」として、施設名称、保育料、職員の配置基準を統一し、市独自の一体的な運用を開始しました。(ただし、私立保育園においては名称を変更していない園もあります。)

今後は、待機児の解消に向けた園の環境整備のほか、園評価の導入や職員研修の充実を図るなど、保育・幼児教育のさらなる質の向上が図られるよう取り組みます。

また、子どもを持つ親が子育ての時間を確保し、親子の安定した関係を築くことができるように、男性を含めた親の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をはじめ、企業におけるワーク・ライフ・バランスの理解の促進とその支援策の充実に取り組みます。

第4節 家庭における親育ち力の強化

子育ての第一義的な責任は家庭にあり、家庭における子育ての力を高めるよう支援すること、すなわち「親育ち」の支援は非常に重要な課題です。

親は子どもの発達成長の段階に応じて様々な悩みや不安を抱えます。それらを親だけが抱え込むことがないようにするため、適切なアドバイス、相談・情報提供体制の整備や子育て支援環

境の整備に取り組みます。

また、親同士が情報を交換し、悩みや不安をお互いに打ち明けあって解消することも効果的であることから、親同士の仲間づくりを積極的に支援するほか、子育てにおける親の役割について十分な理解が浸透するよう、啓発事業に取り組みます。

第5節 子育てを支える地域力の向上

子どもの成長発達において、地域における様々な人々とのかかわりや環境は、子どもの育ちに大きな影響を与えます。本市では以前から、子どもは地域社会全体で育てるべきものという考えのもと各種施策を推進してきましたが、この考えに加え、近隣大学やNPO等も含めた多様な地域資源を活用し、様々な世代が子どもや子育て

家庭への支援にかかわる取組が進められるよう、その活動の振興を図ります。

また、近年においては地域における子どもの安全・安心な居場所づくりが課題となっていることから、放課後子どもプランの推進により小学生の放課後の居場所づくりに取り組みます。

第6節 子どもの主体性を尊重した子育て力の向上

子どもの成長・発達を支援する際には、子どもが自ら「育つ力」を信じ、子どもの主体性を尊重しながら、その育ちを支援することが望ましいと考えられます。

子どもは様々な体験や活動の機会、交流等を通じて、社会へのかかわりやものの見方を育み、社会性・人間性を身に付けていきます。また、そ

のような機会を通じて、まちづくりや社会に対する問題意識を持ち、子どもの視点からの発信が可能になり、真の意味での子どもにやさしいまちづくりが実現されると考えられます。

このような子どもの主体性を尊重した子育て力の向上に向けて、様々な体験や交流、意見表明や参画機会の充実等に取り組みます。

第7節 子どもが育ち学ぶ環境の整備と開かれた学校づくりの推進

子どもが社会で生きていくうえで必要とされる基礎学力や知識・技術、社会への関心、ともに生きる心などを身に付けることができるように、学校教育の環境整備、教育の質の向上、地域の教育力の活用等により、子どもが育ち学ぶ環境の整備に一層取り組みます。同時に、学校の運営情報の公開、施設開放を行う等の取組によって、

開かれた学校づくりを進め、学校運営への地域の意見の反映に努めます。

また、いじめ・不登校、障がい、外国籍等により特別な相談支援、教育、指導等が必要とされる子どもについては、個々の状況に応じた支援がなされるように取組を進めます。

第8節 次代を担う青少年の健全育成と自立までの支援の促進

次代を担う青少年が心身ともに健全に成長し、就業に向けた自立を円滑に実現できるように支援していくことは、社会全体にとってきわめて重要な課題です。

特に青少年は、思春期ならではの心身に関する悩みや不安を抱え、非行等の問題も生じがちな時期にあることから、相談支援の充実を図ります。また、青少年が持つ主体性を確立し、自発

的な活動が促進されるよう、青少年センター施設の再整備等により支援を充実します。

そのほか、若者が社会で自立して生きていくために必要な職業能力やキャリア意識の向上をはじめ、社会への一歩を踏み出せない若者を支援するため、自立支援サポートステーションの整備等による支援体制の充実を図ります。

第5章 施策の取組方針

施策の体系図

